

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令の一部を改正する政令案 参照条文

(参照条文一覧)

○エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)	1
○エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律による	16
○エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第九十三号)	16
○エネルギーの使用の合理化に関する法律(平成十七年法律第九十三号)	17
○鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)	21
○軌道法(大正十年法律第七十六号)	22
○道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)	22
○貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)	22
○道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)	23
○内航海運送事業法(昭和二十七年法律第五十一号)	23
○港湾運送事業法(昭和二十六年法律第六十一号)	23
○海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)	25
○航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)	25
○建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十一号)	25
○文化財保護法(昭和二十五年法律第二百一十四号)	28
○重要美術品等ノ保存ニ関スル法律(昭和八年法律第四十三号)	30
○景観法(平成十六年法律第十号)	30
○地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)	30
○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和四十六年法律第七号)	30
○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和四十六年法律第七号)	31
○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)	32
○経済産業省設置法(平成十一年法律第九十九号)	32
○総合資源エネルギー調査会(平成十二年政令第二百九十三号)	33
○財務省設置法(平成十一年法律第九十五号)	33
○財政制度等審議会(平成十二年政令第二百七十五号)	34
○国税審議会令(平成十二年政令第二百七十八号)	35
○厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)	35
○薬事・食品衛生審議会令(平成十二年政令第二百八十六号)	36
○食料・農業・農村政策審議会令(平成十一年法律第六号)	37
○食料・農業・農村政策審議会令(平成十二年政令第二百八十九号)	37

○国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）
○交通政策審議会令（平成十二年政令第三百号）

○エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）

（定義）

第二条 この法律において「エネルギー」とは、燃料並びに熱（燃料を熱源とする熱に代えて使用される熱であつて政令で定めるものを除く。以下同じ。）及び電気（燃料を熱源とする熱を交換して得られる動力を交換して得られる電気に代えて使用される電気であつて政令で定めるものを除く。以下同じ。）をいう。

第三条（基本方針）

第三条 経済産業大臣は、工場又は事業場（以下単に「工場」という。）、輸送、建築物、機械器具等に係るエネルギーの使用の合理化を総合的に進め見地から、エネルギーの使用の合理化に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定め、これを公表しなければならない。

2 基本方針は、エネルギーの使用の合理化の促進のため、エネルギーの使用の合理化に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定め、これを公表しなければならない。

3 経済産業大臣は、基本方針を定めるには、閣議の決定を経なければならない。

4 料の品質の向上及び表示に係る部分を除く。及びエネルギーの消費量との対比における自動車に係る部分（建築材料の品質の向上及び表示に係る部分を除く。及びエネルギーの消費量との対比における自動車に係る部分）

5 経済産業大臣は、第二項の協議しなればならない。

6 第一項から第四項までの規定は、前項の規定による基本方針の改定に準用する。

第五条（事業者の判断の基準となるべき事項）

項並びにエネルギーの使用の合理化の目標及び当該目標を達成するために計画的に取り組むべき措置に関する事項

一 燃料の燃焼の合理化

二 加熱及び冷却並びに伝熱の合理化

三 廃熱の改修利用

四 熱の動力等への変換の合理化

五 放射の伝導、抵抗等によるエネルギーの損失の防止

六 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、エネルギー需給の長期見通し、エネルギーの使用の合理化に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

第六条 主務大臣は、工場におけるエネルギーの使用の合理化の適確な実施を確保するため必要があるとき、勘案して、同項各号に掲げる事項の実施について必要な指導及び助言をすることができ、

第七条 第一種エネルギー管理指定工場（四月一日から翌年三月三十一日まで）のエネルギーの使用の合理化を特に推進する

必要がある。以下同じ。）の使用量が政令で定める数値以上である工場をエネルギーの使用の合理化を特に推進する

二 工場を設置して指定するものとする。前年度における前項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの使用量が同項の政令で定める数値以上であるときは、経済産業省令で定めるところにより、当該工場のエネルギーの

使用の状況に経済産業省令で定めるときは、経済産業大臣に届け出なければならぬ。ただし、同項の規定に

より指定された工場（以下「第一種エネルギー管理指定工場」という。）については、この限りでない。同項の規定に

第三号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に、第一項の

規定による指定を取り消すべき旨の申出をすることができ、

一 第一項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量について同項の政令で定める数値以上

となる見込みがなくなつたとき、

二 経済産業大臣は、前項の申出があつた場合において、その申出に理由があると認めるときは、遅滞なく、第一項

の規定による指定を取り消すものとする。前項の申出がない場合において、当該工場につき同項各号のいずれかに

掲げる事由が生じたときも、同様とする。

五 経済産業大臣は、第一項の規定による指定又は前項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨を当該工場

に係る事業を所管する大臣に通知するものとする。

第八条 エネルギー管理者（第一種特定事業者）は、経済産業省令で定めるところにより、その設置している第一種エネルギー管理指定工

場ごとに、政令で定める基準に従つて、エネルギー管理士免状の交付を受けている者のうちから、エネルギー管理

者を選任しなければならない。ただし、第一種特定事業者のうち次に掲げる者（以下「第一種指定事業者」という。）

一 第一種エネルギー管理指定工場のうち製造業その他の政令で定める業種に属する事業の用に供する工場であつ

て、専ら事務所その他これに類する用途に供するものうち政令で定める業種に属する事業の用に供する工場を設

二 第一種エネルギー管理指定工場のうち前号に規定する業種以外の業種に属する事業の用に供する工場を設置し

て、第一種特定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、エネルギー管理者の選任、死亡又は解任について経

済産業大臣に届け出なければならぬ。

第九条 エネルギー管理士免状は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、経済産業大臣がこれを交付する。

一 エネルギー管理士免状は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、経済産業大臣がこれを交付する。

二 エネルギー管理士免状は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、経済産業大臣がこれを交付する。

三 エネルギー管理士免状は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、経済産業大臣がこれを交付する。

四 エネルギー管理士免状は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、経済産業大臣がこれを交付する。

- 一 エネルギー管理士試験に合格した者
 - 二 エネルギー管理士免状の交付に関する手続は、経済産業省令で定める。
- 第十条 エネルギー管理士試験は、経済産業大臣が行う。
- 2 事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。
 - 3 エネルギー管理士試験の課目、受験手続その他エネルギー管理士試験の実施細目は、経済産業省令で定める。
- 第十二条 エネルギー管理者等は、その職務を誠実に行わなければならない。
- 2 第一種特定事業者（第一種指定事業者を除く。）は、エネルギーの使用の合理化に関し、エネルギー管理者のその職務を行う上での意見を尊重しなければならない。
 - 3 第一種エネルギー管理指定工場（第一種指定事業者が設置しているものを除く。）の従業員は、エネルギー管理者がその職務を行う上で必要であると認めずる指示に従わなければならない。
- 第十三条 第一種指定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その設置している第一種エネルギー管理指定工場ごとに、次に掲げる者のうちから、エネルギー管理員を選任しなければならない。
- 一 エネルギーの使用の合理化に関する知識及び技能に関する講習の課程を修了した者
 - 二 エネルギー管理士免状の交付を受けている者
- 第十四条 第一種指定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、前項第一号に掲げる者のうちからエネルギー管理員を選任した者に経済産業大臣又は指定講習機関が経済産業省令で定めるところにより行うエネルギー管理員の資質の向上を図るための講習を受けさせなければならない。
- 3 第一種指定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、エネルギー管理員の選任、死亡又は解任について経済産業大臣に届け出なければならない。
 - 4 規定は第一種指定事業者が設置しているエネルギー管理員に、同条第二項の規定は第一種指定事業者に、同条第三項の規定は第二種指定事業者が設置しているエネルギー管理員と読み替えるものとする。
- 第十四条 第一種特定事業者は、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、第一種エネルギー管理指定工場について、その達成のための中期的判断の基準となるべき事項において定められたエネルギーの使用の合理化の目標に関する規定の項の規定により中期的な計画を作成するときは、経済産業省令で定めるところにより、第一種指定事業者は、前項の規定を受けている者を参画させなければならない。

3 主務大臣は、第一種特定事業者による第一項の計画の適確な作成に資するため、必要な指針を定めることができる。

4 主務大臣は、前項の指針を定めた場合には、これを公表するものとする。

第十五条 第一種特定事業者は、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、第一種エネルギー管理指定工場におけるエネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況（エネルギーの使用の効率及びエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む。）並びにエネルギー消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の設置及び改廃の状況に関し、経済産業省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の経済産業省令（エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項に限る。）を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境大臣に協議しなければならない。

（合理化計画に係る指示及び命令）

第十六条 主務大臣は、第一種エネルギー管理指定工場におけるエネルギーの使用の合理化の状況が第五条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らし、その判断の根拠を示して、エネルギーの使用の合理化に関する計画（以下「合理化計画」という。）を作成し、これを提出すべき旨の指示をするることができる。

2 主務大臣は、合理化計画が当該第一種エネルギー管理指定工場に係るエネルギーの使用の合理化の適確な実施を図る上で適切でないとき、第一種特定事業者に対し、合理化計画を変更すべき旨の指示をすることができ

3 主務大臣は、第一種特定事業者が合理化計画を実施していないと認めるときは、当該第一種特定事業者に対し、

4 主務大臣は、前三項に規定する指示を受けた第一種特定事業者がその指示に従わなかったときは、その旨を公表

5 主務大臣は、第一項から第三項までに規定する指示を受けた第一種特定事業者が、正当な理由がなくその指示

に係る措置をとらなかつたときは、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する

機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴いて、当該第一種特定事業者に対し、その指示に係る措

置をとるべきことを命ずることができる。

（第二種エネルギー管理指定工場の指定）

第十七条 経済産業大臣は、第一種エネルギー管理指定工場以外の工場であつて第七条第一項の政令で定めるところ

により算定したエネルギーの使用量の推定する必要がある工場として指定するものとする。

2 準じてエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある前項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの使

用量が同項の政令で定める数は、当該工場の前年度における経済産業省令で定めるところにより算定したエネルギーの使

用状況に關し、経済産業省令で定めるときは、経済産業省令で定めるところにより算定したエネルギーの使用

量の状況に關し、経済産業省令で定めるときは、経済産業省令で定めるところにより算定したエネルギーの使用

量の状況に關し、経済産業省令で定めるときは、経済産業省令で定めるところにより算定したエネルギーの使用

量の状況に關し、経済産業省令で定めるときは、経済産業省令で定めるところにより算定したエネルギーの使用

量の状況に關し、経済産業省令で定めるときは、経済産業省令で定めるところにより算定したエネルギーの使用

量の状況に關し、経済産業省令で定めるときは、経済産業省令で定めるところにより算定したエネルギーの使用

量の状況に關し、経済産業省令で定めるときは、経済産業省令で定めるところにより算定したエネルギーの使用

量の状況に關し、経済産業省令で定めるときは、経済産業省令で定めるところにより算定したエネルギーの使用

量の状況に關し、経済産業省令で定めるときは、経済産業省令で定めるところにより算定したエネルギーの使用

量の状況に關し、経済産業省令で定めるときは、経済産業省令で定めるところにより算定したエネルギーの使用

3 第二種エネルギー管理指定工場を設置している者（以下「第二種特定事業者」という。）は、当該工場につき次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に、第一項の規定による指定を取り消すべき旨の申出をすることができるとする。

4 第一項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量について同項の政令で定める数値以上となる見込みがなくなつたとき。

5 掲げる事由が生じたとき、前項の申出がない場合において、当該工場につき同項各号のいずれかに掲げる事由が生じたとき認められるときも、同様とする。

6 第一項の政令で定める数値以上となつた場合であつて、当該工場を同項の規定により指定するときは、当該工場は、当該工場に係る第一項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨を当該工場に係る事業を所管する大臣に通知するものとす。

2 第三項の規定は第二種エネルギー管理指定工場の従業員に準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「エネルギー管理員」とあるのは、「エネルギー管理員」と読み替えるものとする。

第十九条 主務大臣は、第二種エネルギー管理指定工場におけるエネルギーの使用の合理化の状況が第五条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該第二種エネルギー管理指定工場に係る第二種特定事業者に対し、その判断の根拠を示して、エネルギーの使用の合理化に關し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができるとする。

（登録調査機関の調査を受けた場合の特例）

第二十条 第一種特定事業者又は第二種特定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その設置している第一種エネルギー管理指定工場又は第二種エネルギー管理指定工場に於けるエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む（並びにエネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に關する設備の設置及び改廃の状況について、）を報告を受けることができる。ただし、第十六条第一項の規定による指示を受けた第一種特定事業者及び前条の規定による勧告を受けた第二種特定事業者は、当該指示又は勧告を受けた日から三年を経過した後でなければ、当該確認調査を受けることができない。

登録調査機関は、確認調査をした第一種エネルギー管理指定工場又は第二種エネルギー管理指定工場におけるエ

2 登録調査機関は、確認調査をした第一種エネルギー管理指定工場又は第二種エネルギー管理指定工場におけるエ

5 じたと認められるときも、同様とする。
の事業を所管する大臣に通知するものとする。又は前項の規定による指定又は前項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨を当該荷主

第六十二条 特定荷主は、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、第五十九条第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の目標に
関し、その達成のための計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

(定期の報告)

第六十三条 特定荷主は、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の効率及び当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用の状況(当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用の効率及び当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化のために必要な措置の実施の状況に
関し、経済産業省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。
2 発生する二酸化炭素の排出量に係る事項に限る。)を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境大臣に協議しなければならない。

(勧告及び命令)

第六十四条 主務大臣は、特定荷主が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の状況が第五十九条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定荷主に対し、その判断の根拠を示して、当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に
関し必要な措置をとるべき旨の勧告をする。ことができる。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた特定荷主がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けた特定荷主が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかつたときは、審議会等で政令で定めるものの意見を聴いて、当該特定荷主に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることが
できる。

(旅客輸送事業者の判断の基準となるべき事項)

第六十六条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の目標及び当該目標を達成するために、次に掲げる事項並びに旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の目標及び当該目標を達成するために、エネルギーを使用し、以下同じ。)の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

一 エネルギーの消費量との対比における性能が優れている輸送用機械器具の使用
二 輸送用機械器具のエネルギーの対比における性能が優れている輸送用機械器具の使用
三 旅客を乗せないで走行し、又は航行する距離の縮減

2 これを公表するものとする。前項に規定する判断の基準となるべき事項に準用する。

第七十四條 市町村又は特別区（以下「区域」という。）に於ては、当該市町村又は特別区の長をい、その他の市町村又は特別区の区域内の政

令で定める建築物に於ては、都道府県知事とする。以下同じ。）は、建築物（住宅を除く。以下この項において

は、特定建築物（住宅を除く。）の所有者に對し、前条第一項に規定する必要な措置の適及を確保することができる。

2 は、国土交通大臣は、住宅維持保全に係る事項に對し、前条第一項に規定する必要な措置の適及を確保することができる。

針を住宅に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用について住宅の外壁、窓等を通じ、施工及び維持保全に關する指

第七十五條 次の各号に掲げる行為をしようとする者（以下「特定建築主等」という。）は、国土交通省

一 特定建築物の所管行政庁に届け出なければならぬ設計及び施工に係る事項のうち、それぞれ当該建築

二 特定建築物の直接外気に接する屋根、壁又は床について行う政令で定める規模以上の修繕又は模様替 当該特

三 特定建築物への空気調和設備等の設置又は特定建築物に設けた空気調和設備等についての政令で定める改修

2 所管行政庁は、前項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る事項が第七十三條第一項に規定す

3 の根拠を示して、当該届出に係る事項を著しく不十分であると認めるときは、当該届出をした者に対し、その判断

4 公表することによる。規定する指示を受けた者が正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を

5 当該建築物の維持保全の状況については、国土交通省令で定めるところにより、定期に、その届出に係る事項に關する

第九十二条 第三章第一節及び第八十七条第三項における主務大臣は、経済産業大臣及び当該工場に係る事業を所管する大臣とする。

2 第四章第一節第二款及び第八十七条第九項における主務大臣は、経済産業大臣及び当該荷主の事業を所管する大臣とする。

3 この法律による権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

○エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律による改正前のエネルギーの使用の合理化に関する法律

第八条 エネルギー管理士免状の種類は、熱管理士免状及び電気管理士免状とし、次の各号の一に該当する者に対し、経済産業大臣がこれを交付する。

一 エネルギー管理士試験に合格した者

二 前号に掲げる者と同等以上の学識及び経験を有していると経済産業大臣が認定した者

（エネルギー管理員）

第十条の二 第一種指定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その設置している第一種エネルギー管理指定工場ごとに、次に掲げる者のうちから、エネルギー管理員を選任しなければならない。

一 エネルギーの使用の合理化に関する必要知識及び技能に関する講習の課程を修了した者

二 エネルギー管理士免状の交付を受けている者

3 第一種指定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、前項第一号に掲げる者のうちからエネルギー管理員を選任した者に経済産業大臣又は指定講習機関が経済産業省令で定めるところにより行うエネルギー管理員の資質の向上を図るための講習を受けさせなければならない。

4 第一種指定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、エネルギー管理員の選任、死亡又は解任について経済産業大臣に届け出なければならない。

○エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第九十三号）

（エネルギー管理者の選任に関する経過措置）

第二条 この法律による改正後のエネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「新法」という。）第七條第三項に規定する第一種特定事業者についての新法第八條第一項の規定の適用については、平成二十三年三月三十一日まで

は、同項中「、エネルギー管理士免状の交付を受けている者のうちから」とあるのは、「平成二十三年三月三十一日まで

交付を受けている者又は政令で定める基準に従つて政令で定める者のうちから」とする。

第三条（熱管理士免状及び電気管理士免状に関する特例）
この法律の施行の際現にこの法律による改正前のエネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「旧法」という。）第八条第一項の規定により熱管理士免状の交付を受けていた者であつて、かつ、同項の規定により電気管

理士免状の交付を受けていた者は、新法第九条第一項の規定によりエネルギー管理士免状の交付を受けている者とみなす。

（エネルギー管理士試験に関する特例）

第四条 この法律の施行の際現に旧法第八条第一項の規定により熱管理士免状又は電気管理士免状の交付を受けている者に対する新法第十条第一項に規定するエネルギー管理士試験は、経済産業省令で定めるところにより、その科目の一部を免除して行う。

（中長期的な計画の作成への参画に関する経過措置）

第六条 第一種指定事業者についての新法第十四条第二項の規定の適用については、平成二十三年三月三十一日まで、同項中「エネルギー管理士免状の交付を受けている者」とあるのは、「エネルギー管理士免状の交付を受けている者又はエネルギー管理士の合理化に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第九十三号）の施行の際現に同法による改正前のエネルギーの合理化に関する法律の適用の合理化に関する法律第八条第一項の規定による熱管理士免状の交付を受けていた者及び同項の規定による電気管理士免状の交付を受けていた者」とする。

（政令への委任）

第十二条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

○エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）

第三条の二 法第七条第一項第一号の政令で定める業種は、次のとおりとする。

一 製造業（物品の加工修理業を含む。）

二 鋳業

三 電気供給業

四 ガス供給業

五 熱供給業

2 法第七条第一項第一号の政令で定めるものは、事務所の用途に供する工場とする。

（空気調和設備等）

第五条 法第十三条第二号の政令で定める建築設備（以下「空気調和設備等」という。）は、次のとおりとする。

一 空気調和設備その他の機械換気設備

二 照明設備

三 給湯設備

四 昇降機

（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

- 第五條の二 法第十五條第一項の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一號）第九十七條の新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。
- 2 別法の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物に於ては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七號）第二十五條第二項の政令で定める建築物（第二号に掲げる建築物に於ては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七號）第二十五條第二項の政令で定める建築物）を除く。）とする。
- 一 とされた場合における当該建築物を除く。）とする。
- 一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八號）第二條第一項第四号の延べ面積をいう。）が一万平方メートルを超える建築物
- 二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一條（同法第八十七條第二項及び第三項において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれていない特別区にあつては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物
- 第七條 法第十八條第一項の政令で定める機械器具は、次のとおりとする。
- 一 乗用自動車（揮発油、軽油又は液化石油ガスを燃料とし、乗車定員が十人以下で、かつ、その型式について道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五號）第七十五條第一項の指定を受けたもの）に限り、二輪のもの（側車付きのものを含む。）及び無限軌道式のもの（除く。）
- 二 エアコンデイスヨナー（暖房の用に供することができ、その型式について、冷房能力が二十八キロワットを超えるもの）及び水冷式のもの（他の経済産業省令で定めるものを除く。）
- 三 蛍光ランプのみを光源とする照明器具（防爆型のもの）を除く。）
- 四 テレビジョン受信機（ブラウン管を有するものであつて、かつ、交流の電路に使用されるものに限り、産業用のもの）を除く。）
- 五 複写機（乾式間接静電式のものを除く。）
- 六 電子計算機（演算処理装置、主記憶装置、入力制御装置及び電源装置がいずれも多重化された構造のもの）を除く。）
- 七 他経済産業省令で定めるものを除く。）
- 八 磁気ディスク装置（記憶容量が一ギガバイト以下のもの）を除く。）
- 九 貨物自動車（揮発油又は軽油を燃料とし、道路運送車両法第四十條第三号に規定する車両総重量二・五トン以下を含む。）及び無限軌道式のもの（交流の電路に使用されるものに限り、産業用のもの）を除く。）
- 十 のを除く。）
- 十 電気冷蔵庫（冷凍庫と一体のものを含む）、熱電素子を使用するものその他経済産業省令で定めるものを除く。）

十一 電気冷凍庫（熱電素子を使用するものその他経済産業省令で定めるものを除く。）
 十二 ストープ（ガス又は灯油を燃料とするものに限り、開放式のものその他経済産業省令で定めるものを除く。）
 十三 ガス調理機器（ガス炊飯器その他経済産業省令で定めるものを除く。）
 十四 ガス温水機器（貯蔵式湯沸器その他経済産業省令で定めるものを除く。）
 十五 石油温水機器（バーナー付ふろがま（ポット式バーナーを組み込んだものに限る。）その他経済産業省令で定めるものを除く。）
 十六 電気便座（他の給湯設備から温水の供給を受けるものその他経済産業省令で定めるものを除く。）
 十七 自動販売機（飲料を冷蔵又は温蔵して販売するためのものに限り、専ら船舶において用いるためのものその他経済産業省令で定めるものを除く。）
 十八 変圧器（定格一次電圧が六百ボルトを超え、七千ボルト以下のものであつて、かつ、交流の電路に使用されるもの）
 十九 絶縁材料としてガスを使用するものその他経済産業省令で定めるものを除く。
 二十 絶縁材料としてガスを使用するものその他経済産業省令で定めるものを除く。

一	乗用自動車	二千台
二	エアコンディショナー	五百台
三	蛍光ランプのみを主光源とする照明器具	三万台
四	テレビジョン受信機	一万台
五	複写機	五百台
六	電子計算機	二百台
七	磁気ディスク装置	五千台
八	貨物自動車	二千台
九	ビデオテープレコーダー	五千台
十	電気冷蔵庫	二千台
十一	電気冷凍庫	三百台
十二	ストープ	三百台
十三	ガス調理機器	五千台
十四	ガス温水機器	三千台
十五	石油温水機器	六百台
十六	電気便座	二千台
十七	自動販売機	二百台
十八	変圧器	三百台

第十條 経済産業大臣は、法第二十五条第一項の規定により、事業者に対し、その設置している工場につき、次の事

<p>三 指定試験機関がその試験事務を行うエネルギー管理士免状の交付を受けようとする者</p> <p>四 エネルギー管理士免状の再交付を受けようとする者</p> <p>五 法第十条の二第一項第一号（法第十二条の三第一項において準用する場合を含む。）の講習を受けようとする者</p> <p>六 法第十条の二第二項（法第十二条の三第一項において準用する場合を含む。）の講習を受けようとする者</p>	<p>（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する場合にあっては、三万七千五百円）</p> <p>（電子申請に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する場合にあっては、三万七千五百円）</p>
---	--

○鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）

（定義）

- 第二条 この法律において「鉄道事業」とは、第一種鉄道事業、第二種鉄道事業及び第三種鉄道事業をいう。
- 第三種鉄道事業とは、他人の需要に応じ、自らが敷設する鉄道線路（他人が敷設した鉄道線路であつて譲渡を受けたものを含む。）以外の鉄道線路を使用して鉄道による旅客又は貨物の運送を行う事業であつて、第二種鉄道事業以外のものをいう。
- 第四種鉄道事業とは、他人の需要に応じ、自らが敷設する鉄道線路（他人が敷設した鉄道線路であつて譲渡を受けたものを含む。）以外の鉄道線路を使用して鉄道による旅客又は貨物の運送を行う事業であつて、第三種鉄道事業以外のものをいう。
- 第五種鉄道事業とは、他人の需要に応じ、自らが敷設する鉄道線路（他人が敷設した鉄道線路であつて譲渡を受けたものを含む。）以外の鉄道線路を使用して鉄道による旅客又は貨物の運送を行う事業であつて、第四種鉄道事業以外のものをいう。

○軌道法（大正十年法律第七十六号）
第三条 軌道ヲ敷設シテ運輸事業ヲ經營セムトスル者ハ国土交通大臣ノ特許ヲ受クヘシ

○道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）

（定義）

第二条 この法律で「道路運送事業」とは、旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業及び自動車道事業をいう。

3 この法律で「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を運送する事業をいう。

4 この法律で「貨物自動車運送事業」とは、貨物自動車運送事業法による貨物自動車運送事業をいう。

5 （略）

6 この法律で「自動車」とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）による自動車をいう。

7 （略）

8 この法律で「自動車道」とは、専ら自動車の交通の用に供することを目的として設けられた道で道路法による道路以外のものをいい、「一般自動車道」とは、専用自動車道以外の自動車道をいい、「専用自動車道」とは、自動車運送事業者（自動車運送事業者）の用に供する自動車をいう。以下同じ。）の交通の用に供することを目的として設けた道をいう。

（種類）

第三条 旅客自動車運送事業の種類は、次に掲げるものとする。

一 一般旅客自動車運送事業（特定旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業）

イ 一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）

ロ 一般貸切旅客自動車運送事業（イ及びハの旅客自動車運送事業以外の一般旅客自動車運送事業）

ハ 一般乗用旅客自動車運送事業（一個の契約により乗車定員十人以下の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）

二 特定旅客自動車運送事業（特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客を運送する旅客自動車運送事業）

○貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）

（定義）
第二条 この法律において「貨物自動車運送事業」とは、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業をいう。

2 この法律において「一般貨物自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。次項及び第七項において同じ。）を使用して貨物を運送する事業であつて、特定貨物自動車運送事業以外のものをいう。

- 3 運送する事業をいう。「特定貨物自動車運送事業」とは、特定の者の需要に応じ、有償で、自動車を 사용하여貨物を運送する事業をいう。
- 4 この法律において「貨物軽自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車に限る。）を使用して貨物を運送する事業をいう。
- 5 この法律において「自動車」とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第二項の自動車をいう。
- 6 7 （略）

○道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）

第二条（定義）

- 2 この法律で「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であつて、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。
- 3 8 （略）

○内航海運業法（昭和二十七年百五十一号）

第二条（定義）

一・二（略）

- 2 この法律において「内航海運業」とは、内航運送をする事業（次に掲げる事業を除く。以下同じ。）又は内航運送の用に供される船舶の貸渡し（期間傭よう船を含み、主として港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）に規定する港湾運送事業（同法第三十三條の二第一項の運送をする事業を含む。）の用に供される船舶の貸渡しを除く。以下単に「船舶の貸渡し」という。）をする事業をいう。
- 一 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）に規定する旅客定期航路事業及び旅客不定期航路事業
- 二 港湾運送事業法に規定する港湾運送事業
- 三 港湾運送事業法第二条第四項の規定により指定する港湾以外の港湾において同法第三条各号に掲げる事業に相当する事業を営む事業

○港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）

第二条（定義）

- 一 荷主又は船舶運航事業者の委託を受け、他人の需要に応じて行う行為であつて次に掲げるものをいう。
 - 主への引渡又は船舶航路により運送されるべき貨物の港湾における船舶への引渡若しくは荷主からの受取若しくは荷これらの行為に先行し又は後続する次号から第五号までに掲げる行為を一貫して行う行為

○海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）

第二条（定義）

この法律において「海上運送事業」とは、船舶運航事業、船舶貸渡業、海運仲立業及び海運代理店業をいう。この法律において「船舶運航事業」とは、海上において船舶により人又は物の運送をする事業で港灣運送事業（港灣運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）に規定する港灣運送事業及び同法第二条第四項の規定により指定する港灣以外の港灣において同法に規定する港灣運送事業に相当する事業を営む事業をいう。）以外のものをい

い、これを定期航路事業と不定期航路事業とに分ける。

3 この法律において「定期航路事業」とは、一定の航路に船舶を就航させて一定の日程表に従つて運送する旨を公

4 示して行う船舶運航事業をい、これを旅客定期航路事業と貨物定期航路事業とに分ける。

5 貨物定期航路事業」とは、その他の定期航路事業をいう。一般旅客定期航路事業と特定旅客定期航路事業とに分け、「

6 この法律において「不定期航路事業」とは、定期航路事業以外の船舶運航事業をいう。

7 第二十一条（略）

第二十一条 一定の航路に旅客船を就航させて人の運送をする不定期航路事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との

間又は本邦以外の地域の各港間における人の運送をする不定期航路事業及び特定の者の需要に應じ、特定の範囲の

人の運送をする不定期航路事業を除く。以下「旅客不定期航路事業」という。）を営もうとする者は、航路ごとに

2 国土交通大臣の許可を受けなければならない。

○航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）

第二条（定義）

この法律において「航空機」とは、人が乗つて航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機及び飛行船その他政令で定める航空の用に供することができる機器をいう。

17 この法律において「航空運送事業」とは、他人の需要に應じ、航空機を使用して有償で旅客又は貨物を運送する

18 事業をいう。

○建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）

第六條 建築物の建築等に関する申請及び確認）

は、建築物が増築後に掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合において

は、建築物が第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）

は、建築物が第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）

は、建築物が第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）

2・3 (略)

2 (指定)

第二十七条 文部科学大臣は、有形文化財のうち重要なものを重要文化財に指定することができる。

2 文部科学大臣は、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいない国民の宝たるものを国宝に指定することができる。

第七十八条 文部科学大臣及び重要無形民俗文化財の指定)

2・3 (略)

第九十条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

3 (略)

第六十六条 (伝統的建造物群保存地区の決定及びその保護)

第二百四十三条 市町村は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条又は第五条の二の規定により指定された都市計画区域又は準都市計画区域内において、都市計画に伝統的建造物群保存地区を定めることができる。この場合において、前項後段の規定を準用する。

2 市町村は、前項の都市計画区域又は準都市計画区域以外の区域においては、条例の定めるところにより、伝統的建造物群保存地区を定めることができる。

3 (略)

第二百八十二条 (略)

2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するものうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。

3 (略)

附則 (関係法令の廃止)

第二条 左に掲げる法律、勅令及び政令は、廃止する。
重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）
国宝保存法（昭和四年法律第十七号）
史跡名勝天然記念物保存法（大正八年法律第四十四号）

国宝保存法施行令（昭和四年勅令第二百十号）

史跡名勝天然紀念物保存法施行令（大正八年勅令第四百九十九号）

国宝保存会官制（昭和四年勅令第二百一十一号）

重要美術品等調査審議會令（昭和二十四年政令第二百五十一号）
重要美術品等調査審議會令（昭和二十四年政令第二百五十二号）

○重要美術品等ノ保存ニ関スル法律（昭和八年法律第四十三号）

第一条 歴史上又ハ美術上特ニ重要ナル価値アリト認めラルル物件（国宝ヲ除ク）ヲ輸出又ハ移出又ハ移出セントスル者ハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ但シ現存者ノ製作ニ係ルモノ、製作後五十年ヲ経ザルモノ及輸入後一年ヲ経ザルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第二条 前条ノ規定ニ依リ其ノ輸出又ハ移出ニ付許可ヲ要スル物件ハ主務大臣之ヲ認定シ其ノ旨ヲ官報ヲ以テ告示シ且当該物件ノ所有者ニ通知スベシ

2 (略)

○景観法（平成十六年法律第一百十号）

第十九条 景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要建造物の指定の方針（次条第三項において「指定方針」という。）に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物（これと一体となつて良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下この節において同じ。）で国土交通省令で定める基準に該当するものを、景観重要建造物として指定することができる。

2・3 (略)

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

第二百五十二条の十七の二 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとする。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

2・4 (略)

○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第七号）

第七条 公害防止管理者等の資格

一 公害防止管理者及びその代理者 政令で定める区分ごとに行なう公害防止管理者試験に合格した者その他当該区分ごとに政令で定める資格を有する者

二 (略)

2 (略)
 (受験手数料)
 第十二条の二 国家試験を受けようとする者は、国(指定試験機関が試験事務の全部を行う場合にあっては、指定試験機関)に、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を納付しなければならない。

○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令(昭和四十六年政令第二百六十四号)

第十条 法第七条第一項第一号の政令で定める区分は別表第三の中欄に掲げるとおりとし、同号の政令で定める資格は当該区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(受験手数料)

第十三条 法第十二条の二第一項の受験手数料の額は、次の各号に掲げる国家試験の区分ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
 一 別表第三の一の項、三の項、五の項、七の項及び十三の項の中欄に掲げる区分について行う公害防止管理者試験並びに公害防止主任管理者試験 六千八百円
 二 前号に規定する公害防止管理者試験以外の公害防止管理者試験 六千四百円
 別表第三(第十条、第十一条の二、第十三条関係)

一	(略)	(略)
二	(略)	(略)
三	別表第二の三の項の中欄に掲げるばい煙発生施設について選任すべき公害防止管理者	次に掲げる者で主務省令で定めるところにより経済産業大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う講習の課程を修了したもの 一 保安技術管理者等 二 エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第八条第一項の規定による熱管理士免状の交付を受けている者 三 ガス事業法第三十二条第一項の甲種ガス主任技術者免状の交付を受けている者 四 労働安全衛生法第十四条に規定する免許(主務省令で定める種類のものに限る。)を受けている者 五 電気事業法第四十四条第一項第一号の第一種電気主任技術者免状、同項第二号の第二種電気主任技術者免状又は同項第六号の第一種ボイラー・タービン主任技術者免状の交付を受けている者

二十～四	(略)	(略)
		<p>六 技術士法第二条第一項に規定する技術士（主務省令で定める選択科目を選択したものに限る。）</p> <p>七 一の項の下欄第二号に掲げる者</p> <p>八 前各号に掲げる者のほか、主務省令で定める学歴及び実務の経験を有する者</p>

○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）

第三条（電子情報処理組織による申請等）

第三條 行政機関等は、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、書面等により行うこととして、
 一の項に規定する電子計算機（行政機関等の）
 二 回線に接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

○経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）

第十八条（設置）

第十八條 資源エネルギー庁に、総合資源エネルギー調査会を置く。

第十九条（総合資源エネルギー調査会）

第十九條 総合資源エネルギー調査会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 エネルギー政策基本法（平成十四年法律第七十一号）第十二条第一項に規定するエネルギー基本計画に関し、

一 同条第三項に規定する事項を処理すること。

第二十一条 国税庁に、国税審議会を置く。

2 国税審議会は、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）、税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

3 国税審議会の委員その他の職員で政令で定めるものは、財務大臣が任命する。

4 前二項に定めるもののほか、国税審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他国税審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

○財政制度等審議会令（平成十二年政令第二百七十五号）

（所掌事務）

第一条 財政制度等審議会（以下「審議会」という。）は、財務省設置法第七条第一項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 昭和三十二年政令第二百七号（昭和三十二年政令第二百七号）第十一条の三第二項及びたばこ事業法施行令（昭和六十年政令第二十一号）第四条第五項の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 二 エネルギ―の使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十二条第五項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。
- 三 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二十五条第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。

第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名 称	所 掌 事 務
財政制度分科会	(略)
国家公務員共済組合分科会	(略)
財政投融资分科会	(略)
たばこ事業等分科会	<ol style="list-style-type: none"> 一 たばこ事業及び塩事業に関する重要事項を調査審議すること。 二 たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）の規定及びたばこ事業法施行令第四条第五項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。 三 エネルギ―の使用の合理化に関する法律第十二条第五項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。 四 資源の有効な利用の促進に関する法律第二十五条第三項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
国有財産分科会	(略)

○国税審議会令（平成十二年政令第二百七十八号）

（所掌事務）

第一条 国税審議会（以下「審議会」という。）は、財務省設置法第二十一条第二項に規定するもののほか、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十二条第五項及び資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二十五条第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する（分科会）

第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名 称	所 掌 事 務
国税審査分科会	（略）
税理士分科会	（略）
酒類分科会	一 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。 二 エネルギーの使用の合理化に関する法律第十二条第五項及び資源の有効な利用の促進に関する法律第二十五条第三項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

257 （略）

（議事）

第八条 審議会は、委員及び議事に関する臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員及び議事に関する臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事について準用する。

4 委員及び臨時委員は、国税通則法の規定により審議会の権限に属させられた事項並びに酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の規定並びにエネルギーの使用の合理化に関する法律第十二条第五項及び資源の有効な利用の促進に関する法律第二十五条第三項の規定により審議会の権限に属させられた命令に関する事項のうち、自己の利害に係る委員、臨時委員及び懲戒審査委員は、税理士法の規定により審議会の権限に属させられた事項のうち、自己に係る懲戒処分についての審議又は審査に参加することができない。

○厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）

（設置）

第六条 本省に、次の審議会等を置く。

社会保障審議会

厚生科学審議会
労働政策審議会

医道審議会

薬事・食品衛生審議会

2 (略)

2 (薬事・食品衛生審議会)

第十一条 薬事・食品衛生審議会は、薬事法（昭和三十五年法律第四百四十五号）、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第六十号）、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和四十八年法律第九十二号）及び食品衛生法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。○薬事・食品衛生審議会令（平成十二年政令第二百八十六号）

○薬事・食品衛生審議会令（平成十二年政令第二百八十六号）

第一条 薬事・食品衛生審議会（以下「審議会」という。）は、厚生労働省設置法第十一条第一項に規定するものほか、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第十七号）、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）及び特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名	称	所掌事務
薬事分科会		一 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第六十号）、薬事法（昭和三十一年法律第九十二号）、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和四十八年法律第九十二号）及び独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
食品衛生分科会		二 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、エネルギーの使用の合理化に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律及び特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

(略)

○食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）
（権限）

第四十条 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、農林水産大臣又は関係各

大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項のほかに、農林水産大臣又は関係各大臣に意見を述べることができ、

3 審議会は、前二項に規定するものほかに、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）、家畜改良増殖法（昭

和二十五年法律第百九号）、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）、飼料需給安定法（昭和二十

七年法律第百五十六号）、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）、果樹農

業振興特別措置法（昭和三十六年法律第百八十三号）、砂糖の価格調整に関する法律（昭和四十四年法律第百九号）、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四

十年法律第百二十二号）、農業振興地域整備に関する法律（昭和四十四年法律第百九十八号）、卸売市場法（昭和四

十六年法律第百三十五号）、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十四年法律第九十八号）、食品流通構造改善促

進法（平成三年法律第五十九号）、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）及び

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）の規定によりその権限に属させられ

た事項を処理する。
（委任規定）

第四十三条 この法律に定めるもののほか、審議会の組織、所掌事務及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

○食料・農業・農村政策審議会令（平成十二年政令第二百八十九号）
（所掌事務）

第一条 食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）は、食料・農業・農村基本法第四十条に規定する

もののほか、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十二条第五項及び資源の

有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二十五条第三項の規定に基づきその権限に属させら

れた事項を処理する。
（分科会）

第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、

それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名	称	所	掌	務
総合食料分科会		一	食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項のうち、食料の安定供給の確保に関する施策に係るものを調査審議すること。	
		二	卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）、エネルギーの使用の合理化に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、食物流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（	

	消費・安全分科会	(略)	平成六年法律第百十三号)及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成十二年法律第百十六号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
	生産分科会	(略)	
	経営分科会	(略)	
	農村振興分科会	(略)	
2 5 6	(略)	(略)	

○国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)

(所掌事務)

第四条 国土交通省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第十四号(略)

十五号の二に規定する海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)第三条第十五号の二に規定する海洋汚染等をいう。第百号において同じ。)及び海上災害の防止に関すること。

十六・十七号(略)

十八号 倉庫業その他の保管事業の発達、改善及び調整に関すること。

十九号 貨物利用運送事業の発達、改善及び調整に関すること。

二十・二十一号(略)

二十二号 旅行業、旅行業者代理業、通訳案内業その他の所掌に係る観光事業の発達、改善及び調整に関すること。

二十三号(略)

八十六号 水上運送及び水上運送事業の発達、改善及び調整に関すること。

八十七号 港湾運送及び港湾運送事業の発達、改善及び調整に関すること。

八十八号(略)

九十二号 造船に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。

九十三号 船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

九十四号(略)

百二十八号 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき国土交通省に属させられた事

務
第六条 本省に、次の審議会等を置く。

国土審議会

社会資本整備審議会

交通政策審議会

運輸審議会

2
(略)

第十四条 交通政策審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国土交通大臣の諮問に依りて交通政策に関する重要事項を調査審議すること。

二 前号に規定する重要事項に關し、關係各大臣に意見を述べること。

三 觀光基本法（昭和三十一年法律第七十号）、本州四

国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和五十六年法律第七十二号）、船舶職員及び小型

船舶操縦者法（昭和二十六年法律第九号）、臨時船舶建造調整法（昭和二十八年法律第四十九号）、船舶職員の及ぶ小型

昭和五十六年法律第七十八号）、港灣整備促進法（昭和二十八年法律第七十号）、広域臨海環境整備センター法（

七年法律第十五号）の規定によりその権限に属せられた事項を処理すること。及び海上交通安全法（昭和四十

二 前項に定めるもののほか、交通政策審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他交通政策審議会に關し

必要な事項は、政令で定める。

（設置）

第三十条 本省に、次の地方支分部局を置く。

地方整備局

北海道開発局

地方運輸局

地方航空局

航空交通管制部

第三十五条 地方運輸局は、国土交通省の所掌事務のうち、第四条第五号、第十五号、第十七号から第十九号まで、

第三十一条から第二十三号まで、第四十六号（自動車庫に係るものに限る。）、第七十二号から第七十四号まで、

第七十五号（航空・鉄道事故調査委員会の所掌に係るものを除く。）、第七十六号から第九十三号まで、第九

2 地方運輸局の名称、位置、管轄区域及び組織は、政令で定める。

3 運輸監視部の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。所要の地に、運輸監視部を置く。

○交通政策審議会令（平成十二年政令第三百号）

第一条 交通政策審議会（以下「審議会」という。）は、国土交通省設置法第十四条第一項に規定するもののほか、

陸上交通事業調整法（昭和十三年法律第七十一号）及びエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法

律第四十九号）の規定に基づきその権限に属せられた事項を処理する。

(分科会)
 第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
交通体系分科会	一 交通体系の整備その他の交通政策であつて総合的かつ基本的なものについて調査審議すること。 二 陸上交通事業調整法の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
技術分科会	一 運輸技術及び気象業務に関連する技術の総合的かつ計画的な振興に関する重要事項を調査審議すること。 二 エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
観光分科会	(略)
陸上交通分科会	(略)
海事分科会	(略)
港湾分科会	(略)
航空分科会	(略)
気象分科会	(略)

2
 6
 (略)